復興庁・環境省関係福島復興再生特別措置法施行規則

（土壌等の除染等の措置の方法）

第一条　福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第十七条の二第一項第一号の復興庁令・環境省令で定めるものは、事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第一条に規定する事故由来放射性物質をいう。）による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するためのものであって、次に掲げるところによるものとする。

一　土壌等の除染等の措置（法第十七条の二第一項第一号に規定する土壌等の除染等の措置をいう。以下同じ。）に当たっては、次によること。

イ　工作物及び道路の除染等の措置

(1)　洗浄

(2)　草刈り又は汚泥、落葉等の除去

(3)　表面の削り取り

(4)　(1)から(3)までのほか、除染等の措置として(1)から(3)までと同等以上の効果があるものと認められるもの

ロ　土壌の除染等の措置

(1)　表土の削り取り

(2)　土壌により覆うこと（表土と表土の下層にある土壌の入換えを含む。）

(3)　深耕

(4)　(1)から(3)までのほか、除染等の措置として(1)から(3)までと同等以上の効果があるものと認められるもの

ハ　草木の除染等の措置

(1)　草刈り（芝、牧草等の刈取りを含む。）

(2)　下草、落葉又は落枝の除去

(3)　立木の枝打ち又は伐採

(4)　(1)から(3)までのほか、除染等の措置として(1)から(3)までと同等以上の効果があるものと認められるもの

ニ　その他の除染等の措置（イからハまでに掲げるものを除く。）

(1)　堆積物等の除去

(2)　(1)のほか、除染等の措置として(1)と同等以上の効果があるものと認められるもの

二　土壌等の除染等の措置の実施の前後に放射線の量を測定すること。

（特定復興再生拠点区域復興再生計画の記載事項から除かれる除去土壌の処理及び廃棄物の処理）

第二条　法第十七条の二第二項第八号の復興庁令・環境省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第二条第三項に規定する最終処分

二　中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第二条第四項に規定する中間貯蔵（第四号において単に「中間貯蔵」という。）

三　前二号に掲げるもののほか、除去土壌（土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌をいう。第五号において同じ。）の保管（一時的なものを除く。）及び処分

四　認定特定復興再生拠点区域内廃棄物（法第十七条の十七第三項に規定する認定特定復興再生拠点区域内廃棄物をいい、中間貯蔵に係るものを除く。）の埋立処分

五　前四号に掲げるものの用に供する施設への除去土壌又は廃棄物の運搬

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第三十八号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項、第十六条第二項、第十九条第三項（同法附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）、第二十条第四項（同法附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）、附則第十三条第一項並びに附則第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、地方団体に対して交付すべき平成二十九年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十九年五月十九日

総務大臣　山本　早苗

地方団体に対して交付すべき平成二十九年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令

（平成二十九年度分の震災復興特別交付税の額の決定時期及び交付時期）

第一条　各道府県及び各市町村に対して、平成二十九年九月及び平成三十年三月において、当該各月に交付すべき平成二十九年度分の震災復興特別交付税（地方交付税法（第七条及び第八条において「法」という。）附則第四条に規定する震災復興特別交付税をいう。以下同じ。）の額を決定し、交付する。

（平成二十九年度九月震災復興特別交付税額の算定方法）

第二条　各道府県及び各市町村に対して、平成二十九年九月に交付すべき震災復興特別交付税の額（以下「平成二十九年度九月震災復興特別交付税額」という。）は、次の各号によって算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下同じ。）の合算額とする。

一　地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令（平成二十三年総務省令第百五十五号。次号及び次条第一項第二号において「平成二十三年度省令」という。）別表三の項に掲げる平成二十三年度の一般会計補正予算（第2号）により交付される国の補助金、負担金又は交付金（以下「補助金等」という。）を受けて施行する各事業（補助金等のうち地方団体が設置する基金の積立てに充てられたものにつき平成二十九年度に当該基金を取り崩して施行する事業（以下「平成二十九年度基金事業」という。）に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

二　平成二十三年度省令別表五の項に掲げる平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）又は特別会計補正予算（特第3号）により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（平成二十九年度基金事業（同項（四十一）に掲げる補助金等を受けて施行する事業にあっては、特定被災地方公共団体（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。第三十五号及び別表三の項（十一）において「震災特別法」という。）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体をいう。第十三号、第三十五号及び第四十九号において同じ。）における事業及び特定被災地方公共団体以外における事業（直接特定被災地方公共団体に木材を供給するもの及び平成二十五年七月二日までの間に実施について議会の議決を得たものに限る。）に限り、全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に係る事業（以下「全国防災事業」という。）を除く。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額（東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第七十七条第二項第四号に規定する事業（以下「効果促進事業」という。）（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十三条第一項に規定する避難指示・解除区域市町村の区域において実施される事業（以下「避難指示・解除区域市町村内事業」という。）を除く。）であって、平成二十三年度省令別表五の項（十九）に掲げる補助金等を流用して充てるものについては、当該事業（当該流用して充てる部分に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額）